

別紙

諮問第1661号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「住民登録の住所に対し、消防庁が建物名をどのような書類（文書）から調べ対応するのか。わかる文書の請求（〇〇課の対応）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和4年10月3日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年11月25日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年9月13日に実施機関から理由説明書を、同年10月16日に審査請求人から意見書を收受し、同年10月30日（第214回第三部会）及び同年11月27日（第215回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

審査請求人は、本件非開示決定に関連して、実施機関の開示請求事務について、ど

のような法令等に基づき審査請求人の建物名称を入手したのか説明を求める旨主張している。

これに対し、実施機関は、開示請求事務における通知書等の送付に際しては、誤配を防止するため、送付先の住所に誤りがないか相手方等に確認していると説明する。また、送付先住所が共同住宅であり建物名称又は部屋番号等の記載がない場合等には、インターネットで検索し、又は市販されている住宅地図等で建物名称等を確認することであり、本件開示請求に至る経緯となった建物名称に対しても、同様の対応をした旨説明する。この確認行為については、実施機関において過去に住所が異なっていたことが原因で、送付した文書が返送されてきた経験から実施している運用であるため、これら確認行為の根拠やマニュアル等は作成しておらず、本件開示請求に係る公文書は存在しないとして本件非開示決定をしたとのことである。

審査会が検討したところ、目的地を検索する際などにインターネットや住宅地図を用いることで建物名称を確認することは広く一般に行われている行為であり、実施機関においても、誤配を防ぐためという理由によりインターネット等で建物名称を確認することは、審査請求人の個人情報を守るという意味においても正当な行為であると認められる。

よって、これらの確認行為を行うに当たって、法令等の根拠やマニュアル等は存在しないという実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、他に文書の存在をうかがわせる特段の事情は認められないことから、本件開示請求に対し、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、峰 ひろみ